

保険・年金 フォーカス

欧州ソルベンシーⅡ 第2、第3 の柱

EIOPAからガイドラインの公表

保険研究部 主任研究員 安井 義浩
(03)3512-1833 yyasui@nli-research.co.jp

1—ガイドラインが出されるまでの経緯

2013. 9. 27 に欧州保険年金監督機構（E I O P A）から、「ソルベンシーⅡに向けた準備のための最終ガイドライン」¹が公表された。

これは当初予定通りのことであって、昨年12月にE I O P Aが、ソルベンシーⅡそのものの規定とは別に、リスク管理を含むガバナンスのあり方、各種情報の報告義務などいわゆる第2、第3の柱について、この種のガイドラインをだす予定との意向が具体化したものである。2013年3月に原案がしめされ、パブリックコメントに付された。すると6月の締切までに4000ものコメントが寄せられたとのことで、そうした意見も踏まえて一部修正されて、今回の最終ガイドラインの公表に至っている。

このガイドラインは、ソルベンシーⅡの適用（2016年とされている。）を待たずに、2014年1月から適用されることになっている。

2—ガイドラインの概要

まずは、ガイドラインそのものの概要を紹介すると、4部構成になっており、以下の通りである。

1 | 保険会社のガバナンスの仕組みに関するもの（リスク管理を含む）

保険会社経営のあり方や意思決定プロセスが明瞭であることなど、一般的な会社機能について述べている。続いて、リスク管理、保険数理的な分野のあり方、アウトソーシングのあり方について記載している。単体における事項だけでなく企業グループである場合の留意点についても記載している。

（以下のテーマでもグループに対する事項は別途必ず記載がある。）

1

<https://eiopa.europa.eu/consultations/consultation-papers/2013-closed-consultations/march-2013/guidelines-on-preparing-for-solvency-ii/index.html>

2 | リスクの自己評価に関するもの

保険監督者国際機構（IAIS）の保険コアプリンシプルの中にもある、いわゆるORSA（Own Risk and Solvency Assessment）の方針に従って、このガイドラインの中でもリスク管理につき保険会社自身が方針を決定し、それを文書化すること、結果を内部評価する際の視点などについて記載している。

3 | 当局への報告事項に関するもの

各国監督当局などへの報告が必要な項目について事細かに列挙されている。内容については、貸借対照表から始まって、ひとつひとつはリーズナブルなものに思われるが、全体では相当の量である。

4 | 内部モデルの早期活用に関するもの

どのようなモデルを使用するか、経営者にも理解されているか、保険会社の意思決定に役立っているかなどの項目が記載されている。

ざっとみたところ、一言でいうと上記のようなイメージであり、これまでに聞いたこともないような規制・義務が突然入っているということではなさそうだが、ひとつひとつのガイドラインをチェックし、例えば内部モデルを新たに検討する必要があるとなると、相当の負荷が生じるだろう。また、特に当局への報告事項は非常に細分化されて大部になっており、実務的なことは外からではわからないが、これも相当な実務負荷が、しかも毎年決算時点で集中して生じることになることは想像できる。

実際、ガイドラインに対するものだけではなく、通常の年次報告やソルベンシー I に基づく現行の報告義務も重なるため、報告項目の簡素化や報告期限の延長措置が保険会社などから要望されたようであり、その結果、例えば通常の年次報告期限の延長や、いよいよソルベンシー II が適用されると今のところ想定される直前（2015 年第 4 四半期）のガイドラインに関する報告は不要とするなどの措置が新たに提案されている。

保険会社などからの 4000 にも及ぶ意見に対する E I O P A の見解、または意見を受けての修正は、別途 2013. 10. 2 に Q & A の形でまとめられ、公表されている²。以下それをもとにこのガイドラインの意義やソルベンシー II とのタイムラグなどの関係につき紹介する。

3—ガイドラインの位置づけなど

内容そのものや報告事項の膨大さも当然だが、ソルベンシー II の具体的な規定の決定が遅れ、適用時期も厳密には未定という状況の中で、こうしたガイドラインだけが先行して適用されることに対する理由、ガイドラインの位置づけ、現行規定との整合性などにも、保険会社や監督者の関心が高いようである。

² Background information about Guidelines on preparing for Solvency II

https://eiopa.europa.eu/fileadmin/tx_dam/files/consultations/consultationpapers/CP08-13/2013-10-02_Background_information.pdf

1 | ガイドラインの背景および位置づけについて

2012年12月に第2第3の柱を優先するとの方針を示した時から言われているが、いずれソルベンシーIIによって導入される、予測可能でリスク管理をベースとした新しい枠組みへの準備ということが挙げられている。そしてこの準備期間中に各国の監督官庁が、各社が円滑にソルベンシーIIに移行できるよう指導するという事になっている。

そもそもこのガイドライン全体の位置づけとして、保険会社等に直接命令する形ではなく、各国の監督者に向けた形となっている。ただし、こうして公開されている以上は、保険会社サイドも求められていることを知ることができるので、ガバナンスのあり方、リスク管理の自己評価、内部モデル、報告事項についてどういった準備が必要かという指針となる意図もあるとのことである。

2 | ガイドライン適用のタイミングについて

ソルベンシーIIの内容が確定していない段階でガイドラインを適用する理由についてであるが、ソルベンシーIIは、現在内容の確定にむけて努力がなされているが、現時点での予定である2014年1月の発効は大変困難（ほぼ不可能）な状況ということで、適用時期を2016年1月に延期させる指令³もすでに出されている（2013.10.2）。

欧州全体で均一で整合性のある規定が必要との考え方からすると、仮に、統一された規定がない状態を続けると、その間に各国独自の規制が作られてしまい後で統一することが困難となる可能性があるため、それを避けるためソルベンシーIIにつながるガイドラインを早く出したとのことである。

また今回のガイドラインが（とりわけ報告事項とリスク管理の自己評価の分野）、ソルベンシーIIが確定しないうちに作られた規定であることで、ソルベンシーIIが確定したらまた別の規定に変更されてしまうのではないかと、という不安の声もあるようだ。それに対してはEIOPAは、このガイドラインは確かに準備期間のものであるが、現在の最新の議論動向も反映しており、大幅に変わることはないはず、としている。

特に責任準備金や必要資本など金額の評価に関わる部分は、現在検討中のソルベンシーIIを待たずには決められないので、データの整備や一般的な方法論の部分に限っていることも明記されている。

4——今後予定される動き

2014年1月からこのガイドラインが適用されたのち、各国の監督官庁はその実際の状況（ガイドラインの適用の進捗状況と、ガイドラインに示されたソルベンシーIIへの準備状況）をEIOPAに報告することが求められている。

具体的には毎年1月～12月の1年間の状況について、翌年の2月に報告することとされている。従って最初の報告は2014年の状況を2015年2月末となっている。（こうした期限のこともガイドラインの中に定められている。）

ただし、2014年1月からの適用に際しては、最初から全面的に遵守することは求められていないよ

³ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-841_en.htm?locale=en

うで、主目的は準備であり、順次発展していくことを許容している。（「phasing in」アプローチと表現されている。） また、多くの国の監督官庁が、ガイドラインに従える力量があるとは限らない、という実情も踏まえ、ガイドラインが遵守できるかどうかにつき、E I O P Aに状況を報告するよう求めている。こうしたこともあり、すんなり導入されるのかどうかは疑問である。今後ソルベンシーⅡそのものの議論とあわせて状況を追って行きたい。